

事務連絡  
平成22年1月12日

全国老人保健施設協会 御中

(社) 国際厚生事業団 支援事業部

平成22年度インドネシア人介護福祉士候補者  
受入れ希望機関募集期間の延長について

平素は当事業団事業に御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、さて、すでに厚生労働省よりご案内がございましたとおり、平成22年度インドネシア人介護福祉士候補者の受け入れにつきましては、昨年11月24日(火)より当事業団において受入れ希望機関の求人登録申請を受け付けており、今月12日(火)を締め切りとしていましたが、インドネシア政府との調整を踏まえ、2月5日(金)(当日消印有効)までとすることといたしました。

なお、去年11月の受入れ説明会の時点で調整中となっておりました平成22年度のナショナルボードへの事務手数料については、候補者一人当たり202万ルピア(約2万円)と決定いたしました(詳しくは、別添1をご参照ください)。また、現地面接会での候補者の面接ビデオクリップも導入することとなりました。この結果、候補者の採用選考に際しての判断材料が増えたことになりました。

受入れの支援策等につきましては、下記の通りご案内申し上げます。

1. 厚生労働省の平成22年度予算案について

厚生労働省のEPAによる外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れに係る平成22年度予算案については、受入れ施設に対する研修支援を含め、ほぼ要求どおり政府案として決定されました。(詳しくは、別添2をご参照ください。)

2. 介護職員処遇改善交付金について

EPAによる介護福祉士候補者も介護職員処遇改善交付金の対象となります。(詳しくは、別添3をご参照ください。)

3. 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業について

緊急雇用創出事業における代替職員の確保において、介護福祉士

候補者の受入れ施設が、当該候補者に外部研修等を受講させる場合や、候補者の教育担当者として指導を行うことにより、本来の業務に専念できないような場合に、必要な代替要員の確保を支援することとしております。（詳しくは、別添 4 の P49 の事業例 3、P50 の問 3 をご参照ください。）

#### 4. 平成 21 年度の新たな支援

当事業団の新たな支援策として、看護師候補者に対する日本語テストの実施、候補者の学習指針の提供も実施することとなりました。今後、介護福祉士候補者に対しても同様なことが行われる予定です。（詳しくは、別添 5 をご参照ください。）

なお、上記 2、3 の内容に関するお問い合わせは、各都道府県の介護保険関係部局までお願い致します。

以上のように、受入れの支援策を拡充しているところ、貴会におかれましては、貴会員に対して、これらのことと受入れ機関の募集の延長等について、周知いただけますようお願い申し上げます。

（社）国際厚生事業団 支援事業部

TEL 03-3225-6591

FAX 03-3225-6590

E-mail shien@jiowels.or.jp

## インドネシア人介護福祉士候補者受入れに伴う受入れ機関の負担金について

経費	金額	支払い日時	経費の内容
求人申込手数料 <sup>(注1)</sup>	31,500 円(税込) /受入れ機関当たり	職業紹介契約 締結時	・求人申請書の審査 ・求人、求職情報の翻訳・提供
あっせん手数料	138,000 円(税込) /1 名当たり	雇用契約書締結時	・マッチング、雇用契約の締結支援 ・来日支援とガイダンス、国内関係機関・National Board との連絡・調整に必要な経費
National Board への 手数料	202 万ルピア相当 /1 名当たり <sup>(注2)</sup>	雇用契約書締結時	・National Board の事務処理経費 <sup>(注2)</sup>
滞在管理費	21,000 円(税込) /1 名、1 年間当たり	初年度は受入れ支援契約締結時、翌年度以降は年度当初	・滞在者情報のとりまとめと国への提供、受入れ機関・本人からの相談への対応等に必要な経費 ・帰国費用 <sup>(注3)</sup>
日本語研修機関への 支払い	(予定) 約 360,000 円 /1 名当たり	日本語研修開始時	・日本語研修機関への支払い <sup>(注4)</sup> (研修に要する費用の一部を負担) <sup>(注5)</sup>

(注 1) フィリピン人介護福祉士コース及びインドネシア人介護福祉士コースの両方に求人登録された場合の求人申込手数料については、合計 63,000 円(税込)のところを、合計 47,250 円(税込)にします。

(注 2) National Board への支払いは JICWELS が代行いたします(受入れ機関は JICWELS にお支払いいただきます。)。202 万ルピア=約 2 万円(平成22年1月8日時点の換算レートによる)

(注 3) 日本入国後 2 か月の日本語研修中(日本語研修免除者においては介護導入研修中)に帰国する場合の費用は JICWELS が支払います。就労後の帰国費用は、雇用契約終了後の原因が本人の重大な責に帰する場合は本人負担、それ以外の場合(不合格、施設事由による解雇等)は受入れ機関負担となります。

(注 4) 候補者が 6 か月研修期間を修了することなく帰国した場合などで日本語研修機関が費用を負担できない場合については、別途費用負担が発生する可能性があります、具体的な負担金額は未定です。

(注 5) 日本語能力試験 2 級程度の能力を有する者は、6 か月間の日本語研修が免除され、雇用契約が締結され、査証手続などの出国準備が整い次第、速やかに入国し、JICWELS が手配する研修会場(宿舍)において実施する 1 週間程度の介護導入研修のみ受講します。この場合、受入れ希望機関は当該日本語研修免除者の来日渡航費、介護導入研修中の宿泊料等(一人当たり約 27 万円)を JICWELS にお支払いいただきます。

# 経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士受入事業

平成22年度予算額 869,245 (82,993) 千円

※（ ）内は平成21年度予算額

<b>1 看護・介護導入研修、巡回指導等</b>	<b>146,740 (82,993) 千円</b>
--------------------------	----------------------------

## (1) 看護・介護導入研修経費

- 入国した看護師・介護福祉士候補者に対して受入施設で就労する前の看護・介護分野の基礎研修

## (2) 受入施設巡回指導・相談専門員経費

- 受入施設を巡回訪問し、看護師・介護福祉士候補者の就労・研修の状況を把握。必要な場合は雇用管理に関する指導及び研修方法等の指導を実施。（看護又は介護専門家及び日本語専門家が同行）
- 看護師・介護福祉士候補者及び受入れ施設からの相談・苦情対応

## (3) 国家試験問題の翻訳（尼語・英語）

- 過去の国家試験問題を翻訳し候補者へ提供

<b>2 看護師候補者受入施設に対する研修支援</b>	<b>370,242 (0) 千円</b>
-----------------------------	-----------------------

## (1) 受入施設研修担当者会議開催経費

- 受入の好事例の発表
- 施設同士の情報共有の場を提供

## (2) 外国人看護師候補者受入施設に対する支援事業

- 受入施設の研修支援体制の充実を図るため研修指導者経費、物件費等を支援
- 1施設当たり 295 千円

## (3) 外国人看護師候補者就労支援対策事業

- 就労上必要な日本語能力を高めるため、日本語学校等への修学又は講師の派遣による研修の実施等に係る経費を支援
- 候補者1人当たり 117 千円

## (4) 外国人看護師候補者看護専門・日本語習得研修支援事業

- eラーニングを活用し、看護専門分野を中心とした日本語習得のための継続的な自己学習の環境を整備
- 上記学習システムにて、日本語及び看護分野の専門家が候補者個々のレベル

に応じた指導を実施

- 定期的な集合研修の実施により習得度の評価を行い、段階的な学習指導を行う研修支援体制を構築
- 看護専門家及び日本語専門家による巡回訪問の際に、受入施設の管理者、研修担当者及び候補者に対し、研修のフォローアップを行う。

### **3 介護福祉士候補者受入施設に対する研修支援**

**352,263 (0) 千円**

#### **(1) 受入施設日本語習得支援事業**

- 受入施設における継続的な日本語研修（日本語講師の受入施設への派遣、日本語学校や養成校への通学）に係る経費を支援
- 候補者1人当たり年間235千円以内

#### **(2) 日本語定期研修事業**

- 集合研修で確認テストの実施、習得度の評価、個々の候補者に応じた適切な学習方針の提示などを実施
- 研修期間中に確認された候補者ごとの日本語習得度や適切な学習方針については、受入施設にもフィードバックし、候補者及び受入施設が一体となって計画的に日本語を習得できるよう支援

## 介護職員処遇改善交付金について

### 1 目的

他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の賃金の確実な引き上げなど処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていく。

### 2 事業概要

介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に交付する。

(1) 予算規模 3,974億円(2.5年分)

・事業費分 3,923億円

・事務費分 51億円

(2) 実施主体

都道府県(基金設置 国費10/10)

※交付事務は、介護報酬審査支払機関である国保連合会が行う。

(3) 期間

平成21年度～23年度の3年間

※21年度は、都道府県の準備等を勘案し10月から実施

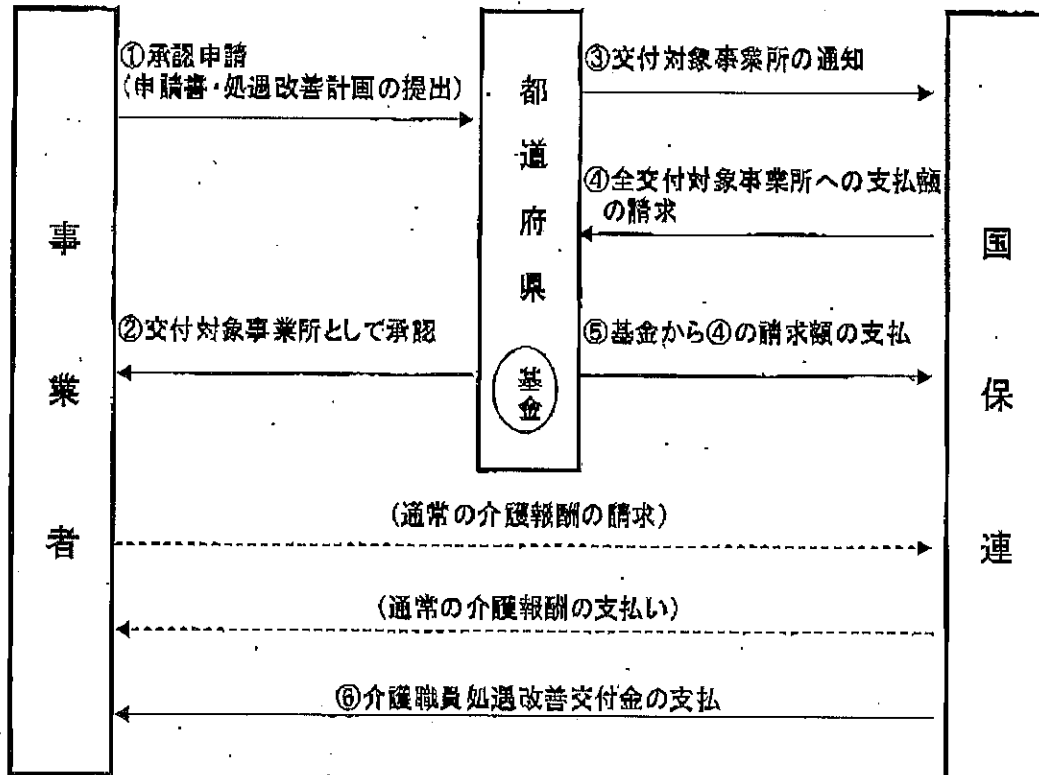
(4) 交付要件(交付対象事業者)

各事業所における介護職員一人当たりの交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上、提出すること。

(5) 各事業者への交付額

[介護報酬総額] × [サービス毎に定める交付率]

(6) 事務の流れ



(問 32) EPAによる介護福祉士候補者が介護職員処遇改善交付金の対象となるのか。

(答) EPAによる介護福祉士候補者と受入れ機関との雇用契約の要件として「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けると」とされていることに鑑み、EPAによる介護福祉士候補者が介護業務に従事している場合、介護職員処遇改善交付金の対象となる。

## 3 現任・新規介護職員等の研修支援・養成

## (1) 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業について

## ア 緊急雇用創出事業について

○ 平成 21 年度補正予算（案）では、平成 20 年度第 2 次補正予算で措置された緊急雇用創出事業（1, 500 億円）において都道府県に創設した基金を 3, 000 億円積み増し、事業の拡充を図ることとされているところ。

○ 緊急雇用創出事業の拡充に際し、介護・福祉等の分野は、重点的に雇用創出を図ることとされており、3, 000 億円の積み増し分のうち、都道府県への交付額の算定にあたっては、500 億円分を介護職員数等の客観指標に応じて配分することとしており、下記の事業を含め、これらの分野における積極的な活用を図られたい。

なお、500 億円分は積み増し分を交付する上で用いた算定方法であり、これらの分野における上限値や目標値ではないことを申し添える。

○ また、緊急雇用創出事業は、地域の実情に応じて実施するものであり、以下の事業を地域の実情に応じてアレンジしたり、地域のニーズに応じて、介護・福祉分野に係る別の事業を実施することも可能である。

## イ 具体的な事業内容について

○ 緊急雇用創出事業の拡充に伴い、介護保険サービス事業その他の福祉サービスに従事する職員（以下「介護職員等」という。）の資質向上等を図るとともに、地域におけるさらなる雇用創出を図る観点から、介護職員等を研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業（以下「本事業」という。）を、緊急雇用創出事業の事業例として新たに位置づけることとしている。

○ 具体的な本事業の内容としては、

事業例 1 介護サービス事業所又は施設（以下「事業所等」という。）が、現に雇用する介護職員等（以下「現任介護職員等」という。）の資質向上を図るため、当該現任介護職員等を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場合に必要な代替職員を雇用する事業

事業例 2 外部機関からの依頼等に基づき、介護職員等の資質向上等のための研修における講師として、現任介護職員等の派遣等を行う場合に必要な代替職員を雇用する事業

**事業例3** インドネシア又はフィリピンの経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所等が、当該介護福祉士候補者に事業所等が策定する研修計画に基づき、外部の日本語研修等を受講させる場合等に必要な代替職員を雇用する事業等を想定している。

- 事業例1にいう研修等について、具体的に定めることは想定しておらず、都道府県において必要であると認める研修等とされたい。  
また、研修等は事業所等を離れて行うものに限らず、事業所等内で行う研修等も含み、その形式については、講義形式・実技指導形式等いずれによることも可能であると考え。  
なお、研修等の実施主体は事業所等の外部機関である必要はなく、事業所等自らが実施する（又は外部に委託して行う）研修等でも可能である。
- 本事業により雇用する代替職員の雇用期間については、実質的には1年間の期間が限度となる（緊急雇用創出事業における労働者の雇用・就業期間は原則6月未満とされているが、介護・福祉分野の事業については当該期間について1回に限り更新が認められているため。）。
- 本事業により雇用する代替職員の勤務時間については、現任介護職員等が研修に参加する（講師に従事する）時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上であることが望ましいと考えている。
- 都道府県におかれては、将来の高齢者人口の増加を見据えた介護人材の育成・確保をより一層図る観点からも、本事業を緊急雇用創出事業における重点分野として位置づけ積極的な活用をされたい。  
また、管内の事業所又は施設に対して、
  - ・ 本事業を活用することにより事業所等の介護職員等に対し研修の機会をより一層確保できること
  - ・ 事業所等の介護職員等の資質向上は、サービスの質の向上につながるものであること
  - ・ 本事業において雇用した代替職員は将来の介護サービスの担い手たりうる者であること等を広く周知し、本事業の積極的な活用を促されたい。
- 以下に、本事業におけるQ&A（案）を示すので、都道府県におかれては参考とされたい。

**現任介護職員等の研修支援事業におけるQ&A（老健局振興課作成）**

- ※ 緊急雇用創出事業に関しては、「緊急雇用創出事業の実施について」（平成21年1月30日厚生労働省職業安定局長通知）（以下「通知」という。）及び「ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業に関するQ&A」（以下「緊急雇用創出事業等Q&A」という。）も併せて参照されたい。（通知及び緊急雇用創出事業等Q&Aについては都道府県労働部に配布済み）
- ※ なお、本Q&Aは現時点における考え方を示したものであり、今後内容に変更が生じることもあり得る。

**○ 研修の内容等について**

**（問1）事業例1にいう「研修等」とはどのような研修を指すのか。**

（答）対象となる研修等について具体的に定めることは想定しておらず、都道府県において適当と認める研修等とされたい。なお、例えば次のような研修等を想定している。

- ・ 介護職員基礎研修、訪問介護員研修（1級課程・2級課程）
- ・ ユニットケアリーダー研修
- ・ 認知症介護実践研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修
- ・ 介護福祉士国家試験受験対策講座
- ・ 介護支援専門員研修
- ・ サービス提供責任者実務者研修
- ・ 都道府県又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等
- ・ その他介護職員等の資質向上に有益であると判断される研修等

**（問2）事業例2には、事業所等で新規に雇用した介護職員等に係る教育担当者を当該事業所等の現任介護職員等より任命し、OJTを行う場合も含まれると解して良いか。**

（答）事業例2における「講師等」には、OJTを行う教育担当者は含まれないものとする。

**（問3）事業例3では、外国人介護福祉士候補者について外部の日本語研修等を受講させた場合の代替要員を確保する事業が例示されているが、事業所等の職員を教育担当者とした場合の代替要員を確保する事業は対象とならないのか。**

（答）事業所等の職員が、外国人介護福祉士候補者の教育担当者として指導を行うことにより、本来の業務に専念できないような場合であって、当該職員の代替職員を確保する場合には対象として差し支えないものとする。

なお、この場合、本事業により雇用できる代替職員の人数は、当該教育担当者の勤務時間数と同等の勤務時間数を確保するために必要な人数が上限となる。

(例) 教育担当者が週40時間勤務する場合の代替職員の人数の上限

- ・ 週40時間勤務する代替職員を1人雇用 → 可
- ・ 週20時間勤務する代替職員を2人雇用 → 可
- ・ 週30時間勤務する代替職員を1人と週10時間勤務する代替職員1人の合計2人を雇用 → 可

#### ○ 事業の実施について

(問4) 本事業と介護職員処遇改善交付金との関係はどうなるのか。

(答) 本事業は現に介護に従事する職員が研修を受講するにあたって、研修受講中は介護における労働力が低下することから、代替職員によりその補填を行うことを目的としているものであり、介護処遇改善交付金とはその目的・趣旨が異なる。したがって、研修受講者及び代替職員に対する賃金等の一部を介護職員処遇改善交付金から支出することも可能である。

#### ○ 代替職員について

※ 緊急雇用創出事業等Q&Aの19～25も併せて参照されたい。

(問5) 本事業に係る事業経費の水準はどの程度か。

(答) 本事業における事業経費については、代替職員の雇用形態、各地域の賃金相場や雇用情勢により各都道府県において必要とされる経費は様々であると考えられる。また、緊急雇用創出事業においては、都道府県の事業全体の事業費のうち人件費(賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料に係る事業主負担を含む)の占める割合が概ね70%以上であることとされていることも併せて考慮し、各都道府県において適切な設定をされたい。なお、都道府県は自らの財源により、事業の上積みをする事及び事業を受託した法人が事業費以外の財源を当該代替職員の人件費に充てることも可能である。

(問6) 代替職員の対象は介護職員のみか。

(答) 基本的には、介護職員(訪問介護員等)を念頭に置いているが、地域の実情を踏まえ適切に判断されたい。ただし、介護施設等に従事する事務職員については本事業の対象職種とはならないものとする。

(問7) 代替職員の募集方法について。

(答) 受託事業者が、ハローワーク等に登録をするほか、人材派遣会社を活用す

るなど様々な方法が考えられる。また、都道府県のホームページ等で随時情報提供をされたい。

(問8) 代替職員の勤務日は現任介護職員等の研修参加日に限られるのか。

(答) 代替職員の勤務日が現任介護職員等の研修日である必要はない。

(問9) 代替職員は、研修に参加する現任介護職員等1人につき1人か。

(答) そのようなことはなく、例えば次のような雇用が可能である。

(例) 事業所が作成した研修計画において、

職員A 週3時間研修

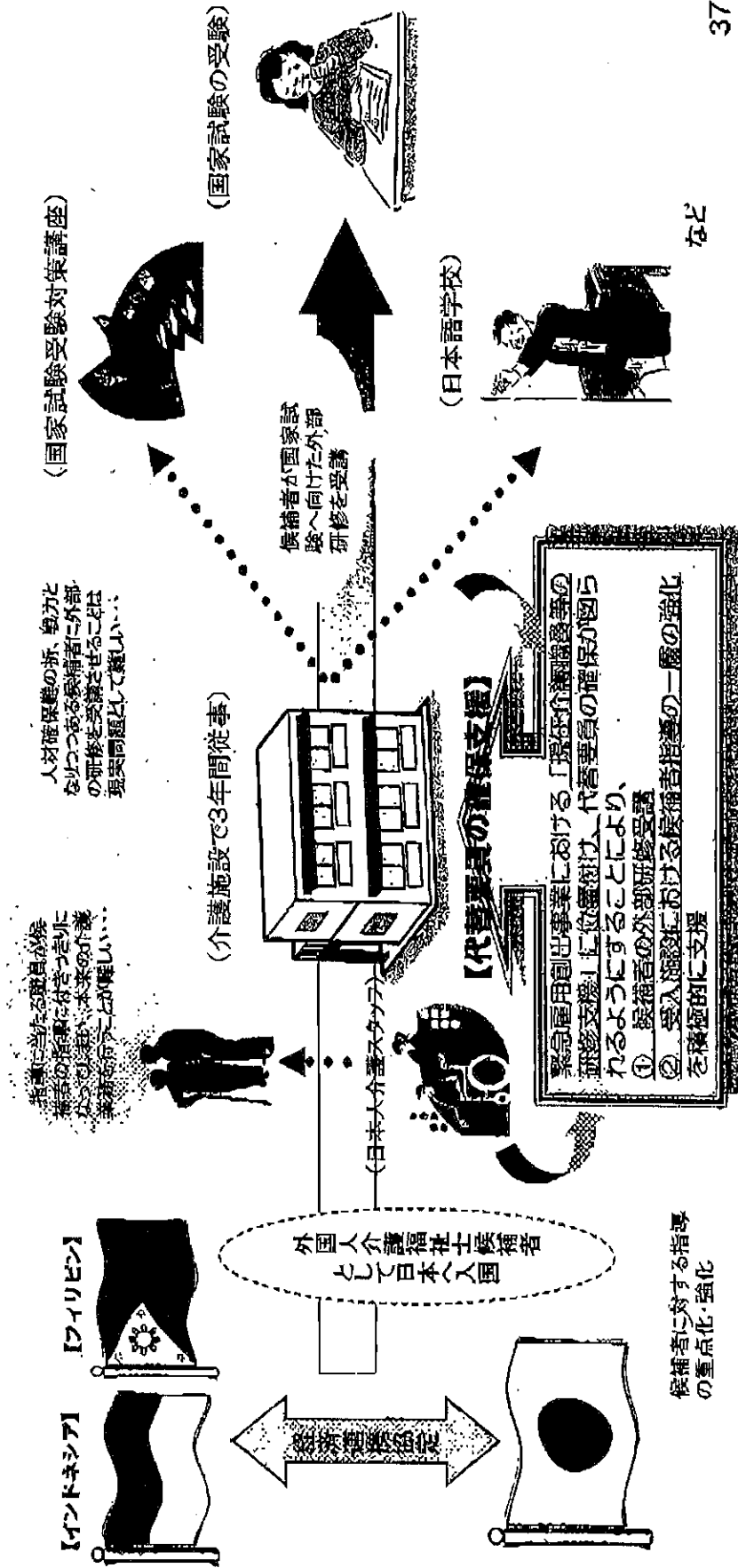
職員B 週3時間研修

職員C 週4時間研修 研修時間の合計=週10時間

現任介護職員等が研修に参加する(講師に従事する)時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上であることが望ましいことから、週40時間勤務の代替職員D(複数名の場合はそれぞれの代替職員の勤務時間の合計が週40時間)の雇用が可能である。

# 「現任介護職員等の研修支援」における外国人 介護福祉士候補者の位置付けについて

○ EPAに基づき日本に入国し介護施設で従事する外国人介護福祉士候補者が、日本語学校や介護福祉士国家試験の受験対策講座等の外部研修に通う場合に、今般の経済対策における「現任介護職員等の研修支援」の対象に位置付け、代替要員の確保を支援する。



## 平成21年度 J I C W E L Sによる支援策について

(社) 国際厚生事業団

**1 相談窓口の設置**

インドネシア人看護師・介護福祉士候補者及び受入れ施設対象に専用電話を設置し、インドネシア語のできる看護師経験者による相談業務を実施（毎週2日（月・木）11:00～18:00）。

フィリピン人看護師・介護福祉士候補者及び受入れ施設向けの相談窓口も設置。

インドネシア人候補者相談窓口（インドネシア語対応可）

連絡先：TEL: 03-3225-6593（直通） FAX: 03-6426-8580 Email: sodan@jicwels.or.jp

受付日時：毎週月曜日、木曜日（週2日）（祝・祭日を除く）午前：11:00～13:30 午後：14:15～18:00

フィリピン人候補者相談窓口（英語対応可）

連絡先：TEL: 03-3225-6592（直通） FAX: 03-6426-8580 Email: sodan@jicwels.or.jp

受付日時：毎週月曜日、木曜日（週2日）（祝・祭日を除く）午前11:00～13:30 午後14:15～18:00

**2 巡回訪問の実施**

少なくとも年1回以上、候補者の受入れ状況の確認、就労・研修の助言のため、受入れ施設に巡回訪問を実施した。本年度は、日本語学習の進め方等の助言を行うため、巡回訪問に日本語研修専門家が同行した。

- ・インドネシア人看護師候補者受入れ施設：7月～10月、47病院を訪問。
- ・インドネシア人介護福祉士候補者受入れ施設：8月～11月、53施設を訪問。

**3 巡回訪問説明会の実施**

就労、研修、生活などの受入れについての留意点などを説明するため、日本語研修期間中に受入れ施設（受入れ責任者、研修責任者等）を日本語研修施設に集めて実施した。

**4 看護・介護導入研修の実施**

6か月の日本語研修期間の後半に、日本語・インドネシア語、日本語・英語対訳の導入研修テキストを用いて看護・介護導入研修を実施。

**5 国家試験受験対策の支援****①教材の開発、配布**

施設内研修に資するため、下記の教材（日本語・英語、日本語・インドネシア語対訳）を候補者及び受入れ施設に配布。

（看護） ・看護導入研修テキスト、看護師のための用語集

（介護） ・介護導入研修テキスト、介護の言葉と漢字ハンドブック、介護の言葉と漢字ワークブック、  
看護・介護の言葉と漢字ワークブック

**②看護師国家試験過去問題の翻訳、提供**

- ・過去3か年分（第96～98回）看護師国家試験問題をインドネシア語に翻訳し、インドネシア人看護師候補者・受入れ施設に提供。英語版もフィリピン人看護師候補者・受入れ施設に提供予定。
- ・平成20年度インドネシア人看護師候補者に対して模擬試験をこれまで2回実施。

### ③Eラーニングの開発・実施（予定）

看護師候補者・受入れ施設向けのEラーニングを開発・実施予定。（日本語・英語・インドネシア語に対応）（平成21年12月から試験的運用を開始）

## 6 ボランティア登録・紹介制度

インドネシア及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者受入れ施設でのボランティアを希望する人々を国際厚生事業団に登録し、ボランティアの活用を希望する受入れ施設への紹介を実施予定。（年度内）

## 7. 日本語テストの実施、学習指針の提供

看護師候補者に対する日本語テストの実施、習得度の評価、候補者の学習指針の提示などを実施。（年度内）